

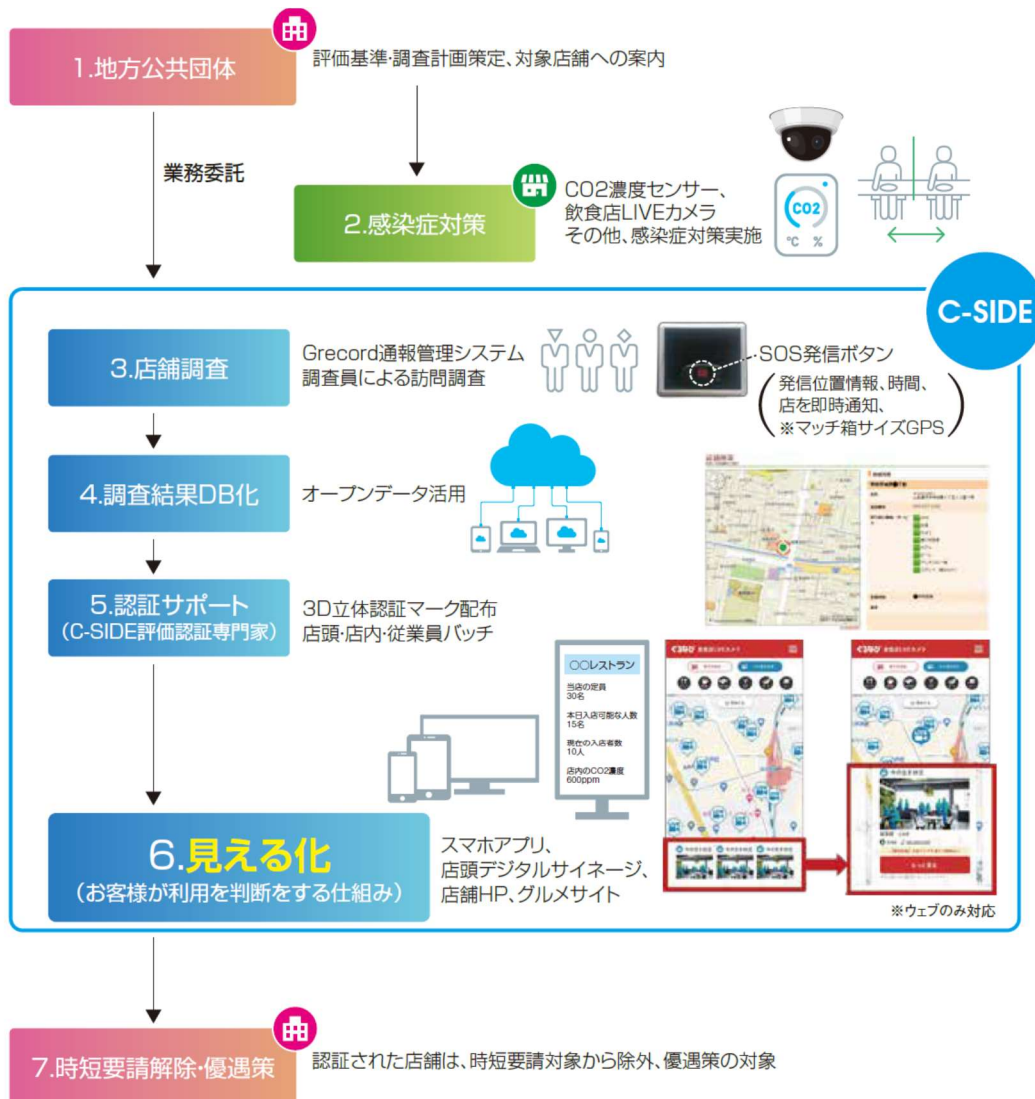
1. はじめに

科学的根拠に基づく感染症対策ソリューション推進協議会（以下、「C-SIDE」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策として、顕著な実績をあげている飲食店等の認証制度「山梨モデル」を基本として、科学的根拠に基づく感染症対策ソリューションの実施により、費用対効果に優れた感染症対策と持続的社会経済活動の両立を図る目的で設立された協議会です。

令和3年4月30日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、農林水産省食料産業局長連名により各都道府県知事宛で、「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について」事務連絡が通達されたことは、ご承知おきの通りです。同通達の中では、山梨モデルに準じた「感染対策に係る認証の基準（案）」をベースとした第三者認証制度の導入の可及的速やかな着手が要請されています。

2. 実施概要

C-SIDE は同通達内容をワンストップで実施できる団体であり、自治体からの業務受託により事業を実施します。（下記、「C-SIDE スキーム図」参照）



C-SIDE スキーム図による事業群は以下の通りとなります。

- A) 新型コロナウイルス感染症対策の実施状況に関する調査員による訪問調査
- B) 調査結果のDB化と行政による評価認証のサポート
- C) CO2濃度等センサー、映像+AIなど先進デジタル技術を活用した継続的モニタリング
- D) 感染症対策情報・モニタリング情報のWEB・スマホアプリ・デジタルサイネージ・グルメサイトによる「見える化」（お客様が対策情報を入手して、利用の判断をする仕組み）
- E) その他C-SIDE会員企業による感染症対策ソリューションの提供

C-SIDEでは各自治体の新型コロナ感染症対策の実施状況を鑑み、以下の通り、前述の事業群の組み合わせによる複数の導入方式を設定しています。

(1) ワンストップ委託型

自治体との協議を経た計画書に基づき、店舗調査、調査結果DB化、認証サポート、見える化及び感染症対策ソリューションの提供を一元的に実施するもの。

(2) 「見える化」委託型

既に認証制度を実施している場合の「見える化」事業を実施するもの。

(3) 店舗調査支援型

店舗調査の実施体制が地域で構築されている場合の訪問調査時のリスクマネジメント事業を実施するもの。

(4) 上記に関わらず自治体との協議結果により実施するもの。

なお、導入方式の選択に先立ち、

- ①C-SIDEが、導入検討自治体に現在状況をヒアリング
- ②ヒアリング結果を踏まえ、自治体への実施計画（案）及び実施予算（案）を策定
- ③自治体の実施計画（案）を検討の上、導入方式を決定（委託契約締結）
- ④C-SIDEが実施計画詳細を策定
- ⑤C-SIDEによる受託業務の実施開始

※C-SIDEでは、自治体の導入方式検討（委託契約締結含む）期間を除けば、最短で10日程度の準備時間での受託業務の実施開始が可能です。